

京都市帝國大學經濟學會 經濟論叢

第 三 號 第 四 十 五 卷

昭和二十年九月一日發行

論 叢

ケインズの利子理論

文學博士 高田保馬

昭和十二年度豫算を論ず

經濟學博士 汐見三郎

第二次産業組合擴充三ヶ年計畫

經濟學博士 八木芳之助

時 論

北支事件特別税

法學博士 神戸正雄

研 究

再保險學說の發展

經濟學士 佐波宣平

所謂倫理的經濟學に於ける人間學

經濟學士 出口勇藏

支拂準備金の構成

經濟學士 上野淳一

說 苑

日本金爲替本位制の擴大強化

經濟學士 松岡孝兒

國防經濟と財政政策

經濟學士 柏井象雄

ロバシイ・不完全競争の下に於ける關稅

經濟學士 岡倉伯士

物價指數の意味に關する一考察

經濟學士 内海庫一郎

附 録

新着外國經濟雜誌主要論題

(禁 轉 載)

昭和十二年度豫算を論ず

沙 見 三 郎

第一序 言

昭和十二年度豫算は只今實行せられつゝある。最近の我國の豫算に於て、この豫算ほど成立に波瀾重疊を極めたものはない。始め廣田内閣の馬場藏相が豫算案を編成し昭和十二年一月二十一日に之を衆議院に提出したが、第七十回帝國議會の會期中に内閣の更迭あり豫算案を撤回し、林内閣の結城藏相が修正の上に再提出したのである。更に議會解散後の特別議會たる第七十一回帝國議會に於て近衛内閣の賀屋藏相が相ついで四つの追加豫算を提出した。又、近く開かるべき臨時議會たる第七十二回帝國議會と來るべき通常議會即ち第七十三回帝國議會とに於て少なからざる追加豫算が提出せらるゝ事となるべく、その全貌は今に於ても不明である。況んや昭和十二年度豫算を基礎とし新規要求を之に加へて編成する昭和十三年度豫算については見當を立て難いのである。然し最少限に於て昭和十二年度豫算はどの程度に上るか昭和十三年度豫算の最少限の見透しはどうなるかは之を明瞭にする事が出来る。何れにしても昭和十二年度豫算は我國財政上に新しき意味を齎し更に財界に與へる影響の少なからざるものがある。昭和十三年度豫算と同様に我が財政及び財界に重要な事は云ふま

でもない。量的にも質的にも記録を破つてゐる昭和十三年度豫算を中心として研究を進め其の財政的と經濟的との意義を明かにしたいのである。

第二 昭和十二年度豫算の大小

昭和十二年度豫算は一般會計と特別會計豫算によりなつてゐるが、茲には専ら總豫算即ち一般會計豫算につき研究を進める。昭和十二年度豫算は馬場財政と結城財政と賀屋財政との合作であつて過去二議會に於て協賛せられ、更に將來二議會をへて相當額に上る筈である。將來の豫測は暫く之を措き、特別議會終了までに判明してゐる昭和十二年度豫算を一般會計につき計算し第一表を得たのである。

第一表 昭和十二年度一般會計歳入歳出本豫算及追加豫算區分表(千圓)

馬場財政 (本豫算)	歳入豫算			歳出豫算		
	經常部	臨時部	計	經常部	臨時部	計
二、〇四、九七七	一、〇三〇、八四〇	三、〇〇、八八八	一、〇〇七、〇一〇	一、三三七、六六一	三、〇〇、八八一	
一、八四、六九六	九九、二四一	二、八二三、九七〇	一、四六二、七三三	一、三五、三三五	二、八三三、九七七	
五、八四〇	五、三三七	五、一九七	八六八	五、三三九	五、一九七	
一、八〇、五五九	一、〇九、二五九	二、八七、三三三	一、四三三、八〇〇	一、四〇八、五五五	二、八七、三三三	
本豫算	九六、八〇九	九六、八八〇	八五〇	九五、九五八	九六、八〇九	
第一號追加豫算	—	—	—	—	—	
第二號追加豫算	一、〇〇八	三、三六一	三、三三九	一一、五九九	三、三六一	
第三號追加豫算	一五五	七、一九二	七、三三七	五九九	六、七三八	
結城財政 (第七十議會)	—	—	—	—	—	
第一號追加豫算	—	—	—	—	—	
第二號追加豫算	—	—	—	—	—	
第三號追加豫算	—	—	—	—	—	
賀屋財政	—	—	—	—	—	
第一號追加豫算	—	—	—	—	—	
第二號追加豫算	—	—	—	—	—	
第三號追加豫算	—	—	—	—	—	

石炭礦現場係員及高等海員等の養成に關する經費、商工省所管産金獎勵に關する經費、保健社會省所管保健社會省新設に關する費用、勞務需給調整施設費補助に關する經費等である。北支事件に關する經費としては取敢へず第一號追加豫算として九千六百八十萬圓を計上したが、再び第四號追加豫算に四億千九百六十萬圓を計上する事となつた。第一號追加豫算の財源は主として公債で之を賄ひ、第四號追加豫算も公債が財源の大部分を占めてゐるが其の他に北支事件特別税として六千六百五十餘萬圓の臨時税が計上せられてゐる事を注目すべきである。第七十一回帝國議會の追加豫算を合計すると五億三千七百十五萬圓となり、第七十回帝國議會の結城財政の分に加へると、昭和十二年度豫算は已に三十四億九百萬圓に上つてゐる。馬場財政に比し四億圓が増加してゐる。

然し北支の事件は今や擴大して日支の摩擦面を多くする傾きあり、近く臨時議會を開いて巨額の追加豫算を提出すべく、もし必要ある時には來るべき通常議會に更に追加豫算を提出するかも知れない。其の結果として、總豫算四五十億圓に上る可能性がある。勿論、北支事件費又は日支事件費を獨立の特別會計より賄ふ事となれば總豫算の數字は膨脹せず済むが、これは技術的問題である。

以上は一般會計の問題であるが、昭和十二年度豫算の大きさを充分に理解する爲めには特別會計を考察する必要がある。この目的を達する爲めに昭和十二年歳入歳出豫算純計なるものが計算せられてゐる。一般會計と特別會計とを合計し其の中より重複計算に屬する分を控除した殘餘を豫算純計と稱するのであるが、第七十回帝國議會に成立した昭和十二年度豫算額と前年度實行豫算額とにつき此種の計算を行ひ第二表の結果を得たのである。

第二表 歳入歳出豫算純計額表(千圓)

	歳入		歳出	
	昭和十二年度豫算額	前年度實行豫算額	昭和十二年度豫算額	前年度實行豫算額
(一) 一般會計の金額	二、八七三、三三三	二、三三〇、五七四	二、八七三、三三三	二、三三七、七四〇
(二) 一般會計と特別會計との合計額	三、四九一、四九九	九、二三三、八八八	三、八七一、七五〇	八、七〇一、〇〇四
(三) 重複計算額	三、一三〇、〇〇七	二、七九一、六九八	二、六八七、七六七	二、四二七、九三六
(四) 廣義の豫算純計額	一〇、三七九、一五二	六、四四四、三一九	一〇、一八三、九八三	六、二八四、〇七八
(五) 借換償還金額	四、八七五、五九八	一、七三二、一七三	四、八七五、五九八	一、七三二、一七三
(六) 狹義の豫算純計額	五、五三三、五五二	四、七三三、五七七	五、三三六、六四四	四、五六一、九〇五

通常、豫算純計としては(四)の數字が引用せられてゐるが、國債及米穀證券の借換償還に關する經費を差引き(六)の數字を利用する事とした。第二表の歳出豫算を見るに、一般會計に於ては二十三億圓より二十八億圓に増加し、狹義の豫算純計額に於ては四十五億圓より五十三億圓に上つてゐる。一般會計豫算の外に特別會計豫算を加へる事によつて昭和十二年度豫算の幅は一層に大となつてくる。然し之と同時に北支事件費が財政に及ぼす影響は、豫算純計額の方は一般會計額の場合よりも比率的には少くなる。

第三 昭和十二年度豫算の特異性

昭和十二年度豫算は一般會計額に於ても豫算純計額に於ても未曾有の大豫算であるに止まらず、種々の方面に

於て特異性を有してゐる。その編成せられ成立し實行せらるるに至るまでに馬場、結城、賀屋の三大藏大臣の手をへ、而も時局の必要に迫られ各大藏大臣の創意が豫算面に盛られてゐるのである。これ昭和十二年度豫算が將來の我國の財政に少なからざる暗示を與へてゐる所以である。

第一は馬場藏相が豫算編成の出發點に於て積極主義の査定を行つた事である。從來、豫算の査定と云へば先づ殆んど凡ての要求が抹殺せられ次に關係各省が之が復活の爲めに努力し長時間の折衝の結果として漸く要求の一部が豫算案として成立するのである。然るに馬場財政に於ては査定が寛大であつて而も短時間に終了し往々にして糊ざらしとなつてゐた要求が通過し却つて要求した官廳が迷惑がつたと云ふはれてゐる。時局多端の折柄に、通過して却つて困ると云ふ不眞面目なる新規要求を敢てする官廳は存在しないと信するのであるが、豫算の査定が稍もすれば消極主義に流れる事は免れ難い所かも知れない。世界大戰當時の獨逸の大藏大臣ヘルファリツヒ氏が其の著「世界戦争」に記する所によれば、獨逸の大藏省は如何なる要求が出ても査定に先立ち取り敢へず否定する、そして猛烈なる復活の要求あるものについてのみ始めて眞面目に査定すると云ふ傳統が存してゐる。此の傳統に反對してヘルファリツヒ藏相は國策上に必要なりと認める時には關係官廳を促して積極的に豫算の要求額を増額せしめたと云ふのである。馬場財政の昭和十二年度豫算は三十億三千八百萬圓に上り前年度豫算二十三億五百萬圓に比し約七億三千三百萬圓増加したと云はれてゐるのであるが、その大部分は軍事費關係（陸軍省二億一千九百萬圓、海軍省一億二千九百萬圓）と地方財政調整交付金關係（二億二千萬圓）と國債費關係（四千萬圓）との六億一千萬圓であつて、假りに査定の大勢を云ひ得るとせば殘餘の一億二千萬圓に限られ大勢には影響しないの

である。大藏省の豫算査定が減額至上主義の消極性のものでよいのか、或はヘルファリツヒの云ふが如き積極性の豫算完備主義を採用すべきか、問題である。勿論、査定の積極主義については立法論としても解釋論としても異議を挿む者があるかも知れないが、馬場財政が従來の豫算査定の傳統と變つてゐた事だけは事實であつて、問題は將來に残されてゐる。

第二は、結城財政の「生産力の擴充」の思想と賀屋財政の「物の豫算」の思想とである。兩者ともに名義上の豫算よりも實質上の豫算を尊重し、豫算金額そのものよりも豫算の購買力を尊重せんとしてゐる。即ち一國の物資の生産には限度があり、一定限度以上に物資を調達せんとすれば海外に供給を仰ぐか又は國內物價を騰貴せしむるに止まる。海外に莫大なる輸入を仰ぐ事は國際收支上より見て思はしからず、又物價の騰貴は豫算の遂行を困難ならしむるのみならず國民生活の安定を害する事となる。茲に重要生産物の需給關係を明かにして、一方には實際收支を考慮すると共に他方には生産力を擴充し、以て豫算の機能を充分に發揮せしめんとするのである。結城藏相は在任期間が短かかりし爲めに其の方面に着手したるに止まり賀屋藏相が完成する筈である。結城藏相は取り敢へず馬場財政の豫算を二億二千四百萬圓縮少して膨大豫算に伴ふ物價騰貴を避けんとしたのであるが、心理的影響以上のものは齎さなかつた様である。即ちこの二億二千四百萬圓の大部分を占むる一億五千萬圓は、馬場財政の地方財政調整交金付金二億二千萬圓を七千萬圓に減じた結果であつて、此の限りに於ては一億五千萬圓の國稅の増加が減ずると共に一億五千萬圓の地方稅の減少を思ひ止まると云ふだけの事であつて、豫算修正の財界に及ぼす影響は實質的には殘餘の七千萬圓に止まつてゐたのである。勿論、二億二千萬圓減じたと云ふ聲の効果

は別問題である。兎に角、從來は國家の需要と云ふ一方的立場から考慮してゐた豫算を財界との關係に於て之を眺め、物資の供給とか生産力の程度とかに關連して豫算を編み以て物價の暴騰を避けんとしてゐる點は多とすべきである。

第一は馬場財政の特長であり、第二は結城財政賀屋財政の特長であるが、第三に馬場財政と結城財政と賀屋財政との三者に通ずる歳入方面の特長として經常收入の充實を擧げる事が出来る。從來の豫算が赤字公債萬能で終始してゐたに拘らず昭和十二年度豫算が經常收入を増加し財政の安全感を保つ事に努力してゐるのは注目すべきである。其の一方法として各特別會計より一般會計への繰入額を増したのであるが、經常收入を充實する最も大なる財源は租稅收入の増加である。馬場財政が國稅四億圓を増稅し地方稅二億二千萬圓を減ずる豫定であつたのを改めて、結城財政は國稅二億三千萬圓を増稅し地方稅一億圓を減稅し、いづれも經常收入の充實をはかつてゐる。賀屋財政は北支事件費五億圓を支辨するのに北支事件特別稅なる臨時稅を採用してゐる。何れにしても赤字公債萬能策とは違つた政策となつてゐる。然し現行租稅制度の外に臨時租稅増徴法あり又北支事件特別稅も設けられたから、最小限として此の三者の聯絡をはかる必要があり、更に中央地方に通ずる稅制の根本的改革が出来れば都合であるが此等は昭和十三年度の問題である。尙、歳入の部門は租稅を中心とする經常收入の増加があつたに拘らず同時に赤字公債が激増した事も擧げねばならぬ。現今までに判明してゐるだけでも昭和十二年度に約十四億圓の赤字公債が増加する筈であり更に臨時議會をへて新規公債は約三十五億圓に上る豫定である。

第四に昭和十二年度豫算の歳出を特長づけるものに國防費の増加がある。試みに昭和十二年度一般會計豫算を

本豫算と追加豫算とを通じて計算して見ると、各省別に——鐵道省は特別會計のみであるから之を除外し——次の第三表を得るのである。

第三表 昭和十二年度一般會計歳出豫算所管別表(圓)

皇 室 費	外 務 省	内 務 省	大 藏 省	陸 軍 省	海 軍 省	司 法 省	文 部 省	農 林 省	商 工 省	遞 信 省	拓 務 省	保 健 社 會 省	計
四、五〇〇、〇〇〇	一八、〇〇〇、八七一	六〇、六三三、八八〇	四九七、八三三、三四四	二七、八〇四、〇七一	二七三、九三三、三八〇	五九、三二一、三九九	一三三、一八九、八九二	三九、三三〇、二二六	六、七九九、二六八	一八五、五〇〇、三三八	二、三三三、八四四	五七九、三七三	一、四七九、五〇〇、六七七
—	二〇、七三九、一五六	三三七、六三九、五九九	一六四、六七三、五六三	八三三、三九九、五九九	五五四、一〇四、九三三	三、〇八七、五三三	二二、七三三、三四一	七六、八七一、八五三	三三、五五五、〇四五	三三、三三三、〇三三	三〇、四九〇、二四三	一九〇、六九三	一、九二九、七七七、三三三
四、五〇〇、〇〇〇	三八、七五〇、〇三〇	二九八、二五三、四一九	六六二、四九五、七〇七	一、〇三三、三三三、六二〇	七六八、〇五六、三九三	四二、二〇八、七六二	一四五、九一五、三三三	一一八、二三二、九七八	三八、三三四、三三三	二〇七、六三三、四三三	三三、七九三、二一六	七六九、九六五	三、四四九、二六七、八八八
〇・三三	一・二四	八・七四	一九・四四	三〇・三六	三三・三	一・二四	四・六	三・四五	一・三	六・〇八	〇・九六	〇・〇二	一〇〇・〇〇

金額の大小の順序から見て所管省別に分類すると、陸軍省(三〇・二八%)、海軍省(二二・一三%)、大藏省(一・九・四四%)、内務省(八・七四%)、遞信省(六・〇八%)、文部省(四・二六%)、農林省(三・四五%)、司法省(一・二二)

四％)、外務省(一・一四％)、商工省(一・一三％)、拓務省(〇・九六％)、保健社會省(〇・〇二％)となつてゐる。陸海軍省費だけで總豫算の過半(五三・四一％)を占め、更に時局の發展に伴ひ其れ以上に増加する傾向があり、準戰時體制の特色が豫算面に發揮せられてゐる。但し事件がもう一層發展し北支事件の經費に獨立特別會計でも設置する事となると問題が變つてゐる。先例によれば國防費の主なるものが獨立特別會計に吸收せられ、一般會計に於ては陸海軍省費が却つて減少する外觀を呈するかも知れない。

第四 昭和十三年度豫算の豫測

昭和十二年度豫算は事件の發展如何によりて定まり、昭和十三年度豫算は昭和十二年度豫算を基礎として成立するものであるから、昭和十二年度豫算に見透しがつかぬ以上は昭和十三年度豫算にも見當がつかぬのである。然し何れにしても昭和十三年度豫算が如何なる内容を有するかは我が財界に重大なる影響を與へるものであるから、既存の資料を出来るだけ利用し以て昭和十三年度豫算の外貌だけでも明かにしたいのである。説明の便宜上、歳出と歳入との二つに分ち論ずる。

昭和十三年度豫算の歳出として、軍事費と文治費と國債費と物價騰貴に伴ふ經費との四つを大別する事が出来る。

第一の軍事費であるが、事件關係を除外しても昭和十三年度歳出の重要部分は軍事費が占める筈であつた。現に第七十回帝國議會に於ては、昭和十三年度の陸軍省の繼續費は昭和十二年度分より約一億圓増加する事となつ

てゐたが——國防充備費に於ては一億八百萬圓より一億四千萬圓へ増加し、航空部隊其他改備費については八千三百萬圓より一億三千萬圓へ増加す——、事件が勃發した今日に於て陸軍省費はこれ以上に増加するであらう。海軍省費は昭和十三年度には大した變化が無い筈であつたが、これ亦事件關係により影響を免れ得ないのである。問題は從來の滿洲事件費と北支事件費と其他の陸海軍省費とを如何に調和するにかかつてゐる。三者を有機的に結合して、定められたる豫算をして充分の効果を擧げさしたいものである。

第二の文治費は、この情勢の下に於ては大した増加を望み得ないのであるが、銃後の守りに相當の考慮を拂ふ事は國防費を效果的にする所以でもあるから、此の意義に於ても無下に却けてもならぬ。事變は生産部門分配部門に相當の變動を齎す事であるから、社會防衛費の支出を怠つてはならぬ。しかもそれは差し當り大した費用に上らないのであつて保健社會省の如き其の適例である。尙、地方財政調整交付金は農山漁村の地方税の重壓を軽減するに要する經費であつて、決して之に冷淡であつてはならない。

第三の國債費は主として國債の利子支拂に充てられる經費であつて歳入方面と關連してゐる。事件費を公債のみで賄ふか租税を併用するかにより國債費は大ともなり小ともなる。昭和十二度の新規公債が三十億圓であれば約一億二千萬圓が、四十億圓であれば約一億六千萬圓が昭和十三年度の國債費に於て増す事となる。

第四の物價騰貴に基く經費は國債費と同様に歳入方面にも關連し其他物價對策と關係を有してゐる。賀屋財政の「生産力の擴充」物の豫算等の物價對策が、どの程度まで成功するかにかかつてゐる。又經費を支辨するのに公債によるか租税によるかが物價騰貴の程度を決定する事となる。物價騰貴が輕微であると物件費が多少の増加

を示すに止まり人件費には殆んど影響を與へない。然し物價騰貴が過度に上ると物件費の増加するはもとより人件費も或程度の増加を免れない。物價對策こそ昭和十三年度豫算を決定する重要な要素なりと云はねばならぬ。物價騰貴は自然増收を齎す事によつて歳入方面にも好影響を與へると云ふ見方もあるが、自然増收は時間的に遅れ分量的に劣り、財政のみの立場より見ても歓迎すべきでない。況んや國民生活の安定と云ふ方面より見ると一層慎重に之を扱はねばならぬ。

要するに、歳出は軍事費に於ても、文治費に於ても、國債費に於ても、物價騰貴に關連しても、相當に大幅の増加を見るのである。而して其の大部分は臨時費の増加となつて現はれるが、同時に經常費の増加する事を無視するを得ない。

然らば、この膨大なる昭和十三年度歳出を如何にして支辨するかと云ふに、自然増收と公債収入と増稅収入との三つに分つて考へる事が出来る。

第一の自然増收であるが、臨時租稅増徴法其他の經常收入の増加の平年化により相當額の増收を期待し得る事であり、更に好景氣に基く自然増收が考へられるのである。前者には可なりの期待がかけられるが、後者には問題が存してゐる。即ち歳入方面に此種の自然増收のある事は歳出方面に物價騰貴に基く經費が一層多く増す事を豫想するものであるから、歳出歳入を通じて考へると此方面に餘り期待をかけられないのである。

第二は公債收入である。昭和十二年度及び昭和十三年度の二回にわたつて相當に巨額の公債を發行する必要あり他方に國債の利廻を堅持しようとするのであるから、相當の努力を必要とする。特別議會に於て日本銀行の金

準備の評價換を行ふ事により日本銀行券の準備發行額を多くしたのが第一であり、更に來るべき通常議會に保證發行額を増すべしと云ふが第二である。かくして制限外發行を行はずして日本銀行券を増發せしめ以て日本銀行をして國債を引受けしめんとするのである。然し日本銀行券の急激なる増發は悪性インフレーションを起さしめる虞あり、茲に財界をして國債を消化せしむる方策を採る必要がある。その第一策として政府の統制下にある大藏省預金部其他をして一層多くの國債を引受けしめる。次には銀行、信託會社、生命保險會社等の金融機關に國債を引受けしめる。更に勸業銀行を通じて割増金付債券を發行せしめ國債の民衆化にあてると云ふのである。然し國債の消化の爲めに資金を吸收して仕舞ふと生産力の擴充が出來なくなる。かくして國債の消化をはかる一面に日本銀行の手持公債を増すと云ふ二筋道を進むべく、問題は兩者の調和を如何なる點に求めるかに存してゐる。昭和十三年度の國債發行額は十五億圓であるか二十億圓であるかは全く不明であるが、第七十回帝國議會で考へてゐた昭和十二年度の國債發行額よりも大なるものである事は疑の無い所である。

第三は増税の問題である。歳出の大部分が臨時費であるから歳入も臨時收入たる公債のみで支辨して差支へない様であるが、問題はそう簡單でない。昭和十三年度豫算には名は臨時費であつても經常費的性質のものがあり、之に名實共に經常費であるものを加算すると、實質的の經常費は相當に増すものである。勿論、此等の經常費の中で物價騰貴に伴ふ經費は自然増收と新税法の平年化で一部支辨する事は出來るが、それでは不充分である。現に昭和十二年度の新規公債が三十億圓であれば其の利子支拂の爲めに一億二千萬圓の經常收入を新たに必要とし、四十億圓であれば一億六千萬圓の經常收入の必要が新たに起つてくる。かう考へると、「昭和十三年度

では原則として増税なし、但し地方税を輕減する程度だけは國税を増額するも止むを得ず」と云ふ式の議論は行はれなくなつて來る。即ち昭和十三度には、臨時租税増徴法と北支事件特別税法を現行の租税體系に加へて多少の増税を行ふ事だけでは問題の解決にはならない。近代的の新税を取り入れ中央財政と地方財政とに通じた新しい租税體系を確立せねばならない。

第五 殘されたる問題

昭和十二年度豫算は第七十回帝國議會と第七十一回帝國議會に於て三十四億圓を突破し、來るべき臨時議會と通常議會とに於て更に其の額を増す事と信ぜられてゐる。従つて昭和十二年度豫算を基礎として成立する昭和十三年度豫算も相當の巨額に上る事とならう。この膨大なる歳出に對して歳入方面に於て如何なる對策を講ずべきかが殘されたる問題である。

前述の如く、我國の歳入の中で自然增收はたのむに足らず、結局に増税と公債とに之を仰ぐべく、要は兩者を如何に調和すべきかに存してゐる。我國の財政を増税のみで賄へと云ふのは出來難い相談であると同様に、我國の財政を公債のみで支辨して行く事も不合理の注文である。生産力の擴充が問題となり資金を此の方面に向けねばならぬ際に金融機關をして公債を充分に消化せしむる事は無理であり、而も此の時に日本銀行をして公債を過度に引受けしむる事は悪性インフレーションを起す虞がある。ここに公債と増税との調和の問題が存してゐる。

思ふに我が歳出の最大部分を占むるものは國防關係の經費であり、此種の經費は結局の所は過去に我が國民が蓄

積した國富と毎年に我が國民が生産する國民所得とより之を支辨して行くしか方法がないのである。内閣統計局の推計によれば、昭和五年末の我が國富千一億圓の中で九百二十億圓が私有財産であり、昭和五年國民所得百六億圓の中で百二億圓は私人所得である。内閣統計局の推計の數字を此種の研究に其儘に用ふる事が出来るかどうかは問題であるが、國富及び國民所得の大部分が或は私有財産であり或は私人所得關係のものである事は疑なき事實である。従つて公債によるか増税によるか、公債によるとしてインフレーションをどの程度に止めるか、租税によるとして如何なる税種を選ぶかと云ふ問題は、歸する所は私有財産又は私人所得の如何なる部門より事件費を調達して行くかに歸着するのである。即ち公債租税の選擇は單に財政技術の問題に止まらず國民の生産部門及び分配部門の如何なる方面に國防費を負擔せしめるかの問題となつてくる。

平時の國家豫算であれば歳出と歳入とを獨立して考へる事が出来るし、財政を財界と切り離して解決がつくのである。然し昭和十二年度豫算及び昭和十三年度豫算の如き非常時の豫算については、歳入と歳出との有機的關係を見定め、更に財政が財界の生産部門及び分配部門に如何に影響するかを考へ、これが對策を講ずる必要がある。これ我國の經濟界の動向を見るに當り昭和十二年度豫算が如何に重要なかを示すものである。